

出願意匠「成形ロール」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10051・平成 21 年 8 月 31 日(3 部)判決 認容・審決取消〔特許ニュース 12609〕

【キーワード】

意匠法 3 条 1 項 3 号，部分意匠，引用意匠の類似範囲，看者（人的基準），美感，創作体

【主 文】

- 1 特許庁が不服 2 0 0 8 - 1 1 1 6 3 号事件について平成 2 1 年 1 月 1 9 日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は，被告の負担とする。

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯

原告は，平成 1 9 年 5 月 7 日，別紙第 1「本願意匠」記載の意匠（実線で示された部分が部分意匠として登録を受けようとする部分，以下「本願意匠」という。）について，意匠に係る物品を「光学部品シート転写成形ロール」（以下，単に「成形ロール」という。）として，意願 2 0 0 7 - 1 1 9 2 9 を本意匠とする意匠登録出願（意願 2 0 0 7 - 1 1 9 7 0 号。以下「本願」という。）をしたが，平成 2 0 年 4 月 1 日に拒絶査定を受けたことから，同年 5 月 1 日，不服の審判（不服 2 0 0 8 - 1 1 1 6 3 号事件）を請求した。

特許庁は，平成 2 1 年 1 月 1 9 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決（以下「審決」という。）をし，その謄本は，同年 2 月 3 日，原告に送達された。

本物品は，シートの表面に複数のマイクロレンズを成形するための光学部品シートの転写成形ロールであり，その形態は，円形でかつ凹状の複数のマイクロレンズ成形面が，ロールの外周面にロールの軸を中心軸とする 1 条の螺旋に沿って一定ピッチ間隔で配列された形状である。

2 審決の理由

- (1) 審決は，要するに，本願意匠は，特開 2 0 0 4 - 4 2 4 7 5 号の【図 1】の符号 3 で表わされた「第 1 転写用ロール」の意匠（以下「引用意匠」という）がある。別紙第 2「引用意匠」参照）に類似しているから，意匠法 3 条 1 項 3 号に規定する意匠に該当する，というものである。
- (2) 審決が認定した本願意匠と引用意匠との共通点及び差異点は，以下のとおりである。

ア 共通点

- (A) 全体が、略円柱状のロール本体部からなるものであって、直径：長さの比率を略1：2とし、ロール本体部の外周面に、同径の小円形状で浅い半球状の凹部を両端部の小幅の平坦余地部を残して多数形成しマイクロレンズ成形面とした基本的な構成態様のものである点
- (B) マイクロレンズ成形面の小円形状凹部（以下、単に凹部という。）については、ロール本体部の軸方向に沿って規則的に一列に配置され、これが全周にわたって配列されている点
- (C) 凹部の大きさについては、略円形状ロール本体の直径の略10分の1前後の直径としている点

イ 差異点

- (a) 外周面の凹部の配列について、本願の意匠は、1条の螺旋に沿って一定ピッチ間隔で配列されているのに対して、引用の意匠は、複数の円周軌跡上に配列され、それが一定ピッチ間隔で配列されている点、
- (b) 凹部のロール本体の軸方向の間隔について、本願の意匠は、隣接する2つの凹部の間隔が凹部の直径と略等しい間隔であるのに対して、引用の意匠は、隙間なく接した状態である点、
- (c) 隣接する4つの凹部間の平坦面について、本願の意匠は、略正方形で各角部が開放された形状であるのに対して、引用の意匠は、凹部の直径の略4分の1を各辺の長さとする2つの三角形としている点、
- (d) 凹部の起点と終点について、本願の意匠は、ロール本体の両端に起点と終点があるのに対して、引用の意匠は、これがない点、
- (e) 凹部の態様について、本願の意匠は、互いの凹部の間隔が空いているのに対して、本願の意匠（判決注「本願の意匠」は「引用の意匠」の誤記と認める。）は、縦横びっしり配列してある点

【判 断】

当裁判所は、本願意匠と引用意匠の共通点及び差異点については、おおむね審決の認定した前記第2の2記載のとおりである（ただし、以下の認定に反する部分を除く。）が、その認定を基礎とした審決の類否の判断には誤りがあり、取り消すべきものと判断する。

その理由は、以下のとおりである。

1 本願意匠と引用意匠の各特徴

(1) 本願意匠

本願意匠は、別紙第1「本願意匠」のとおりであり、以下の特徴を備えている。

すなわち、「光学部品シート転写成形ロール」に関する意匠であり、全体が、略円柱状のロール本体部からなるものであって、直径：長さの比率を略1：2とし、ロール本体部の外周面に、同径の小円形状で浅い球面状の凹部を、両端部に小幅の平坦余地部を残して、多数形成してマイクロレンズ成形面とした形状のものである。なお、ロール本体の軸方向全長と「一方の平坦余地部」との比は、おおむね7.7：1である。

凹部の形状は、前記のとおり小円形状で浅い球面状であって、凹部の大きさは、略円形状ロール本体の直径対凹部の直径の比率において、おおむね11.4：1である。

凹部の配列については、ロール本体部の軸方向に見ると、8個の凹部が、等しい間隔で直線状に規則的に配列され、ロール本体部の円周方向に見ると、1条の螺旋が16周回転するように、等しい間隔で規則的に配列され、正面図において、その左右両端に、螺旋の起点と終点が存在し、前記のとおり、ロール本体の軸方向及び円周方向で、隣接する凹部同士は、互いに接することなく、凹部の直径とほぼ等しい距離で離隔し、ロール本体部の軸の垂直方向（円周方向）から、やや（正面図等各図においておおむね2度）傾けられて配置されている点に特徴がある。

(2) 引用意匠

引用意匠は、別紙第2「引用意匠」（公開特許公報の実施例図面【図1】の符号3で示されるもの）であり、以下の特徴を備えている。

すなわち、全体が、「マイクロレンズアレイシートの成形用ロールスタンパ」の略円柱状のロール本体部からなるものであって、直径：長さの比率を略1：2とし、ロール本体部の外周面に、同径の小円形状で両端部に小幅の平坦余地部を残して、多数形成しマイクロレンズ成形面とした形状を示している。なお、ロール本体の軸方向全長と「一方の平坦余地部」の比は、おおむね29.3：1である（凹部が、浅い球面状であるか否かは、図面からは明らかではない。）

凹部の形状は、前記のとおり小円形状を示し、その大きさは略円形状ロール本体の直径対凹部の直径の比率において、おおむね7：1である。

凹部の配列については、ロール本体部の軸方向に見ると、最上段の列では13個の凹部が、軸方向に隣接する凹部と接触しながら、直線状に配列され、2段目の列も、13個の凹部が、軸方向に隣接する凹部と接触しながら、直線状に配列され（なお、各列の凹部の数は、13個と14個が交互に描かれているのに対し、最上段及び2段目の列では13個描かれ、7段目と最下段の列では14個描かれている。そのため、各列の軸方向の最端部は、ジグザグ状を示していない部分が存在する。この点は、実施例説明面の性質上、正確に表記す

る必要がないため、上記のような態様で描かれたものと推認されるが、その点は不明である。)、「特定の列」と「その上下の列」における隣接する凹部同士は、いずれも互いに接しながら配列され(なお、克明詳細に見ると、凹部同士わずかながら離れたものも、いくつか存在する。この点も実施例説明図の性質上、正確に表記する必要がないため、そのように描かれたものと推認されるが、その点は不明である。)、ロール本体部の円周方向に見ると、隣接する凹部とは、半径分だけずれて、千鳥状(ジグザグ状)に配置され、1条の螺旋が回転するような配置はされず、また、ロール本体の両端に起点と終点も存在しない点に特徴がある。

2 本願意匠と引用意匠との類否についての判断

以上認定した事実を前提として、本願意匠と引用意匠との類否について判断する。

(1) 本願意匠における凹部の配列は、ロール本体部の軸方向に見ると、凹部が、一定の間隔を置いて、直線状に配列され、ロール本体部の円周方向に見ると、1条の螺旋が16周回転して、起点から終点に達するように、同一の間隔で配列され、正面図左右に、螺旋の起点と終点が存在し、隣接する凹部同士は、互いに接することなく、ロール本体の軸方向及び円周方向で、凹部の直径とほぼ等しい距離で離隔し、ロール本体部の垂直方向から、やや傾いて配置され、ロール本体の端部における各「平坦余地部」は、ロール本体の全長のおおむね8分の1であるとの特徴がある。

本願意匠における凹部の配置上の各特徴、すなわち、凹部が螺旋状に、傾けて配列されていることに照らすならば、本願意匠は、対称でない、均衡を欠く、定型的でない、安定性を欠く、ねじれている等の印象を与え、また、凹部同士が、接触することなく、凹部の直径とほぼ等しい距離を置いて、左右及び上下(軸方向及び円周方向)に離隔していることや平坦余地部が比較的広く確保されていることに照らすならば、本願意匠は、全体として、緩慢で、ゆったりとした印象をも与え、これらの各特徴によって特有の美感を生じさせている。

(2) これに対して、引用意匠における凹部の配列は、ロール本体部の軸方向に見ると、凹部同士が、軸方向及び軸と垂直方向に隣接する凹部と接触して、直線状に配列され、ロール本体部の円周方向に見ると、隣接する凹部とは、半径分だけずれて、千鳥状(ジグザグ状)に配置され、1条の螺旋が回転するような配置はされず、ロール本体の両端に起点、終点のいずれもなく、ロール本体の端部における各「平坦余地部」は狭く、ロール本体の全長のおおむね30分の1が確保されているのみである。

引用意匠における凹部の配置上の各特徴，すなわち，凹部が軸方向及び軸垂直方向に隣接するすべての凹部と接触していることや平坦余地部が狭いことに照らすならば，引用意匠は，密集した余裕のない印象を与え，また，ロール本体の軸方向の直線が強調されていることに照らすならば，全体として，機械的であるとの印象を与える。特に，各列の軸方向の最端部が，正確に描かれず，ジグザグ状を示していない部分も存在するので，意匠としてのまとまりを感じさせない。さらに，引用意匠は，全体として，変哲がなく，単調な印象を与え，美感という観点からは，格別の特徴点はない。したがって，引用意匠における類似の範囲は，決して広いものと解することはできず，むしろ，狭いものと解するのが相当である。

- (3) 以上のとおり，本願意匠と引用意匠とは，略円柱状のロール本体部からなること，ロール本体部の外周面に，同径の小円形状の凹部を平坦余地部を残して多数形成していること，凹部は，ロール本体部の軸方向に沿って規則的に，全周にわたり配置されていることなどの基本的な構成態様において共通する部分があるものの，凹部の具体的な配列において，上記のような相違があり，その相違により，見る者に対して，美感上の相違を生じさせている。

したがって，本願意匠は，引用意匠と類似しない。換言すれば，引用意匠の類似の範囲は狭いものであって，本願意匠は，その類似範囲に含まれるものとはいえない。

3 審決の理由及び本訴における被告の主張について

- (1) 審決は，差異点を5つ挙げるものの，それらは，いずれも，「僅かな差異」であると判断する。すなわち，差異点(a)については，凹部が1条の螺旋状に形成されているとしても，「僅かな差異」というべきであり，差異点(b)については，凹部が1つずれたことによる平坦面の形状のみに着目すべきでなく，凹部の集合を全体として観察すると「僅かな差異」というべきであり，差異点(c)については，凹部の集合を全体として観察すると，「僅かな差異」というべきであり，差異点(d)については，起点，終点は，注視して探せば発見できる程度のものであって，「僅かな差異」というべきであり，差異点(e)については，本願の凹部が接して配置されていない点は，微差にすぎないというものである。

要するに，凹部については，全体の集合のみを対比の対象にすべきであって，凹部相互の配置関係を対比の対象にすべきではないとして，類似するとの結論を導いている。しかし，審決は，「引用意匠」における「意匠としての特徴」や「類似の範囲」について，何らの説明することなく結論を導いており，凹部相互の配置関係を対比の対象にすべきではない点の論証がされて

いるとは到底いえない。また、その結論も上記のとおり誤りがある。

(2) 被告は、成形ロールの分野においては、凹部の形状が、円形状でないものも存在するから、本願意匠と引用意匠とは、凹部の円形状を選択した点に共通の特徴があり、その点を重視すべきであると主張する。しかし、被告の主張は、以下のとおり失当である。仮に、凹部の円形形状を選択した点に、本願意匠と引用意匠の共通点があることを前提としたとしても、そのことが、本願意匠と引用意匠との類否の判断に当たって、凹部の配列などその他の特徴点を考慮に入れるべきでないことの根拠にはならない。

また、被告は、成形ロールにおける意匠の類否は、成形ロールそのものが起こさせる全体的な美感の観点から判断すべきであり、そのような観点に照らすならば、凹部間の平坦部の差異に着目すべきではなく、凹部の集合体として観察するのが相当であると主張する。しかし、被告のこの点の主張も失当である。すなわち、専ら機能的な理由により、凹部の配置が制約を受け、特定の配置、間隔しか選択できないような事情が存在するような場合には、凹部の特定の配置等に特徴があったとしても、その特徴を考慮すべきでないということができるが、本願意匠及び引用意匠において、そのような特段の事情は、主張、立証がされていないから、被告の主張は採用の限りでない。確かに、成型ロール等の機械の分野において、その需要者が、凹部の配置等によって惹起される美感等を重視して、当該製品を購入するか否かを決定する例は、少ないであろうことは容易に推認されるが、そのような実情があったとしても、類否の判断に当たり、成形ロールの全体の形状のみを考慮に入れるべきであって、凹部の配置、間隔、パターン等の特徴を考慮に入れるべきではないとする根拠にはならない。

さらに、被告は、見方を変えさえすれば、本願意匠は、複数条のより斜め方向の螺旋に沿った凹部の規則的な配列と見ることも可能であり、引用意匠も、複数条の斜め方向の螺旋に沿った凹部の規則的な配列と見ることも可能であることに照らすならば、本願意匠が1条の螺旋配列という特徴を有し、引用意匠がその特徴を欠くという差異は、美感上わずかなものであると解すべきであると主張する。しかし、被告のこの主張も失当である。すなわち、本願意匠と引用意匠の両者とも、複数の螺旋を見ることが可能であるのは、異なる列の凹部がずれて、規則的に配置されていることによるものであって、そのような見方ができるからといって、本願意匠と引用意匠の類否の判断において、前記1(1)及び2(1)で認定した本願意匠の凹部の配列上の特徴点(とりわけ1条の螺旋がねじれるように配列されているという特徴点)に基づく美感上の相違を考慮すべきでないとする根拠にはなり得ない。

4 結論

以上によれば、本願意匠は引用意匠とは類似しないから、これと異なる審決の判断には誤りがある。よって、原告の請求は理由があるので、審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 知財高裁においては、原告が主張する本願意匠の形態についての説明と引用意匠の形態についての説明を、その製造方法の違いに由来するものであることを理解したことが、両意匠の非類似性を判断するに至った所以であることが、判決理由を読んでわかる。

判決は、まず本願意匠の形態におけるロール本体上の小円形状で浅い球面状に成る凹部の配列について、次のように認定し、これが特徴であると認定した。

ロール本体部の軸方向に見ると、凹部が、一定の間隔を置いて、直線状に配列される。ロール本体部の円周方向に見ると、1条の螺旋が16周回転して、起点から終点に達するように、同一の間隔で配列される。正面図左右に、螺旋の起点と終点が存在する。隣接する凹部同士は、互いに接することなく、ロール本体の軸方向及び円周方向で、凹部の直径とほぼ等しい距離で離隔する。

ロール本体部の垂直方向から、やや傾いて配置される。ロール本体の端部における各「平坦余地部」は、ロール本体の全長のおおむね8分の1である。

次に、引用意匠の形態については、浅い球面状に成る凹部の配列について、次のように認定し、これが特徴であると認定した。

ロール本体部の軸方向に見ると、凹部同士が、軸方向及び軸と垂直方向に隣接する凹部と接触して、直線状に配列される。ロール本体部の円周方向に見ると、隣接する凹部とは、半径分だけずれて、千鳥状（ジグザグ状）に配置される。1条の螺旋が回転するような配置はされず、ロール本体の両端に起点、終点のいずれもない。ロール本体の端部における各「平坦余地部」は狭く、ロール本体の全長のおおむね30分の1が確保されているのみである。

その結果、両意匠には、円柱状のロール本体部である、ロール本体部の外周面に円径の小円形状の凹部を平坦余地部を残して多数形成している、凹部は、ロール本体部の軸方向に沿って規則的に全周にわたって配置されている、という基本的構成態様は共通するが、凹部の具体的な配列においては、上記のとおり相違があるから、看者に美感上の相違を生じさせていると説示したのである。

2. ところで、この判決の前に、審決は、本願意匠と引用意匠に共通する基本的構成態様と各部の具体的な構成態様とについて認定し、各部の態様には差異が

あるものの、共通点が両意匠の形態全体の基調を決定づけていると判断している。しかし、この審決を取消すべしと判断した決め手は、判決が、引用意匠自体の創作体の狭さ、換言すれば類似範囲の狭さを把握したことにあったといえる。この狭さの把握は、前記した引用意匠の形態の製造方法を理解したことに因るものと思われる。

すなわち、この狭さの範囲とは、われわれがよく行わうとする引用意匠に先行する公知意匠との対比によるものではなく、引用意匠自体の創作に由来する本質的な狭さであったといえる。この本質的狭さとは、引用意匠が有する創作体の狭さであり、その程度の創作体しか有していない意匠であることを意味する。

また、被告が争った両意匠におけるロール本体の円周方向を見ての一条の螺旋配列の有無について、裁判所は、これは本願意匠の構成態様において、美感上の相違を生じている特徴となっていることを把握したことが、審決取消の要素となったといえる。

3．判決文を読むかぎり、原告は裁判所を説得するために、あらゆる手法を使って主張し立証した様子がかがわれる。また裁判所においても、見逃し易い物品上の構成態様を彼此詳細に区別して、相違点の発見に努めている様子が見える。ここには、原告の真摯な攻撃姿勢に対し、裁判所がそれをよく聞き理解しようとしている姿が見られる。

4．ところで、判決は、看者への美感の違いを強調しているが、この看者とは、果して需要者なのか、当業者（創作者）なのか、その人的基準は明らかでない。

しかし、美感の感受度などは看者によってそれぞれ違うものであるから、創作性の違いを強調する方が客観的な評価となり説得力があり、非類似性を判断する最大の根拠となり得る、と筆者は思う。とすると、本件の場合の看者の人的基準は、当業者であると考えべきである。

ただ、果してこの判決例が、同様の意匠登録出願系の審決取消訴訟事件に、普遍的に通用するだろうかという点、やや半信半疑である。けだし、引用意匠に対し、本願意匠の有する創作性の度合は、それほど高いものとは認められないからである。

5．判決文添付の別紙の「対比説明図（その１）（その２）」・「シート図」や「先行意匠類否判断事例」は、原告が追加提出した資料であるが、意匠の実務経験もなく、関係資料も持ち合わせない裁判所を説得するためには、有力な間接証拠となったといえるだろう。

当該意匠の創作性について、その創作者が第三者に対し説明するために、図面に表現されている形状や模様を説明する言葉の意味を補うものとして、このような図表や他事例を提出することは、裁判所に意匠の創作性を理解させるのには、説得力のある手段であると思われる。その意味で、実務者にとって本件は、理解しにくい意匠の事案ではあるけれども、よい教材を提供しているものといえるだろう。

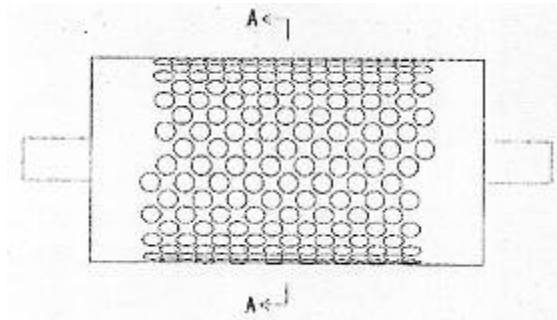
〔牛木 理一〕

別紙第1 本願意匠

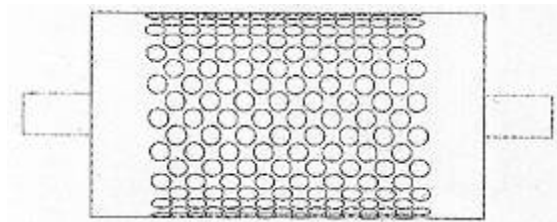
意匠に係る物品 光学部品シート転写成形ロール

意匠の説明 実線で示された部分が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と同一に表れるので省略する。

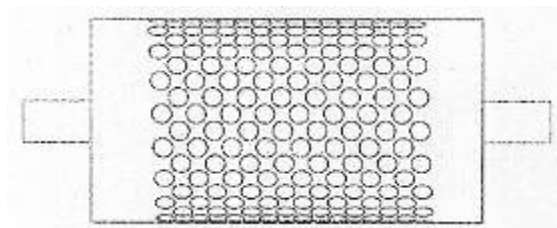
正面図



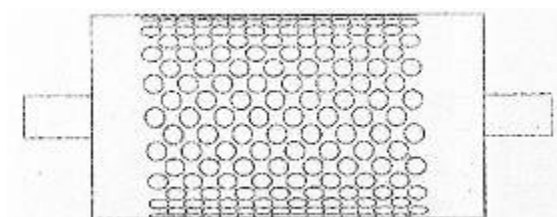
背面図



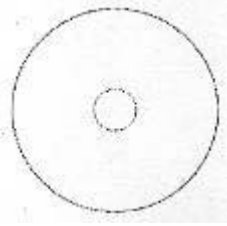
平面図



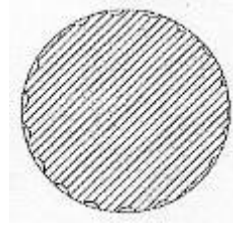
底面図



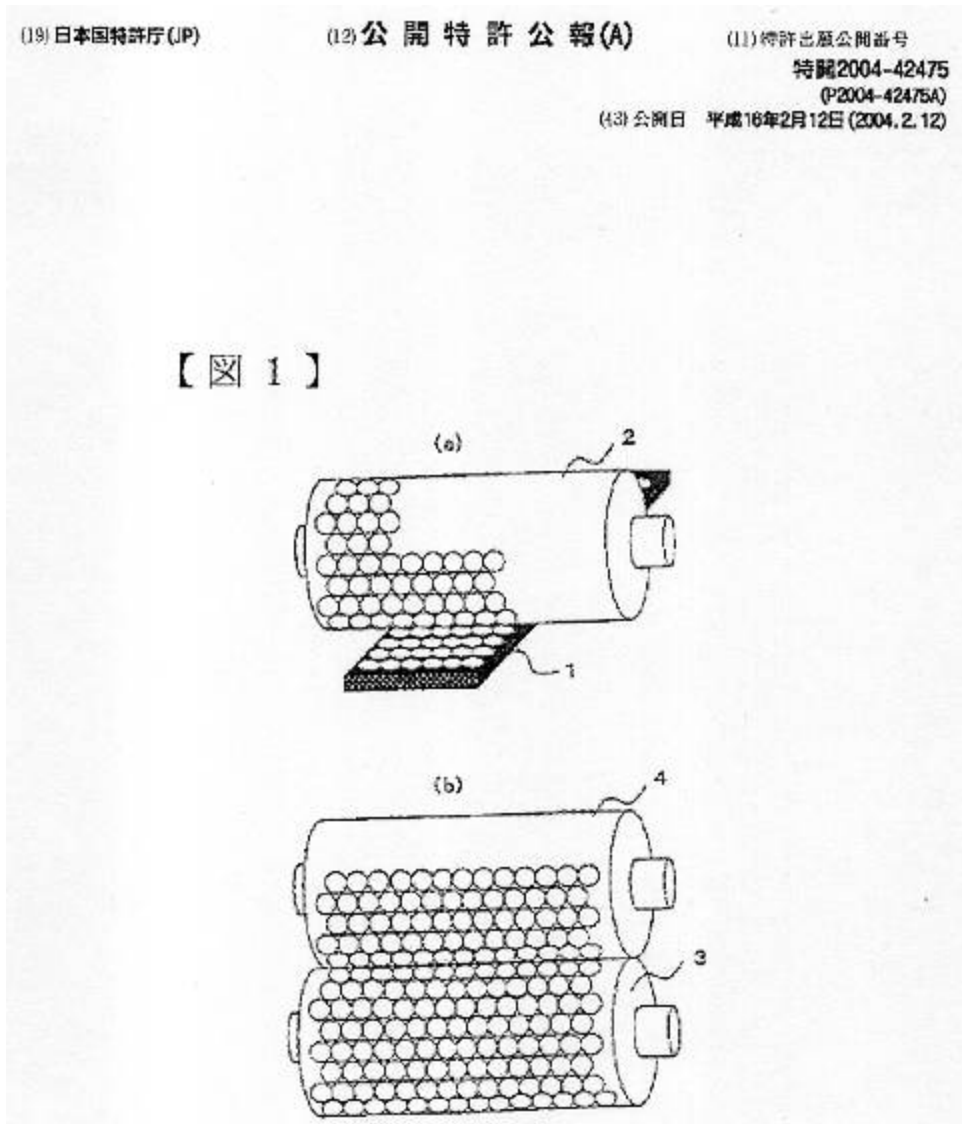
右側面図



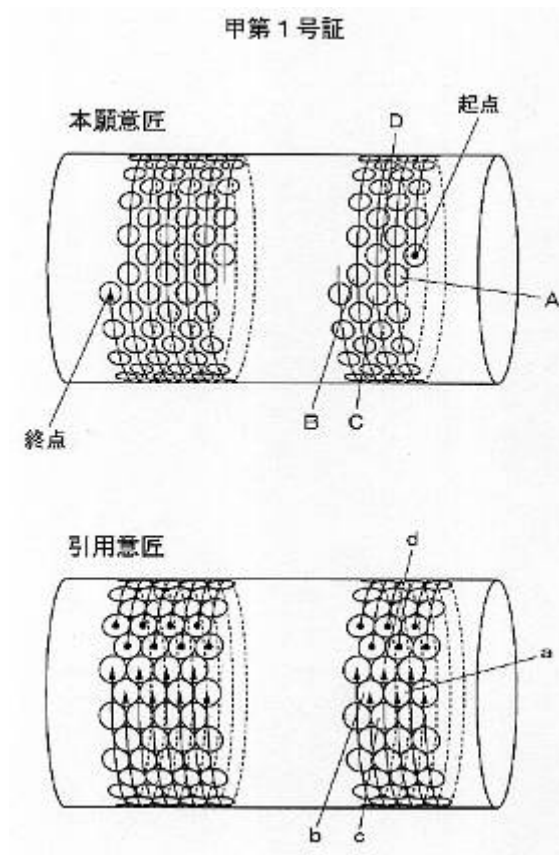
A - A 断面図



別紙第 2 引用意匠

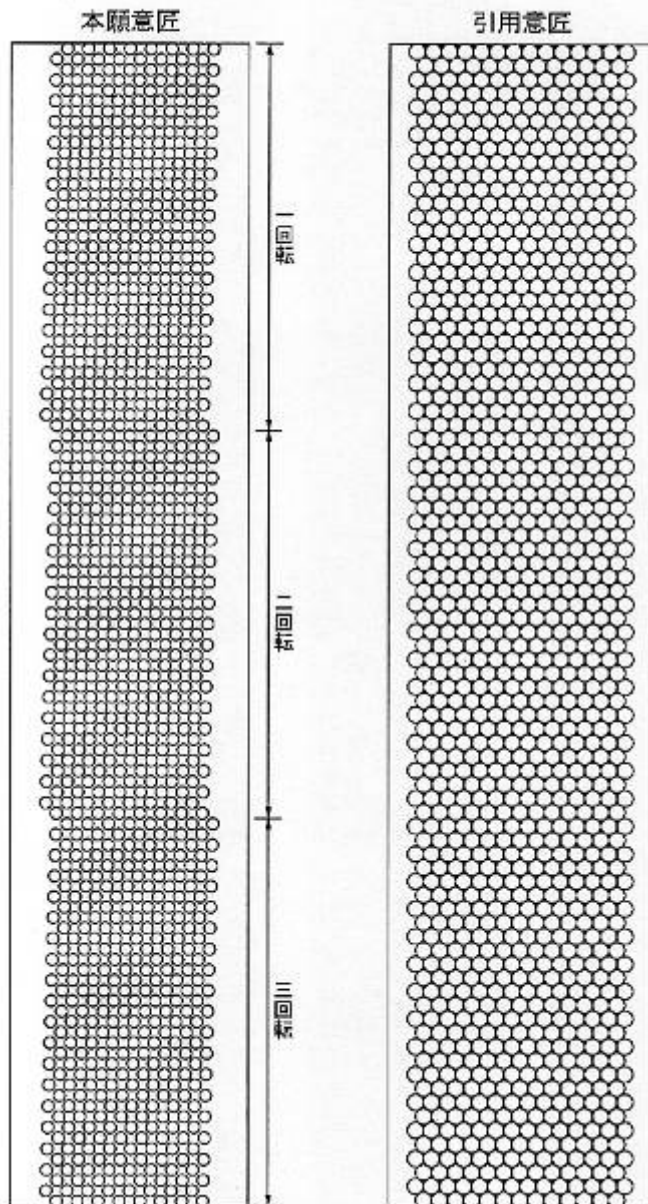


別紙 本願意匠，引用意匠对比説明図（その1）



別紙 光学部品シート図

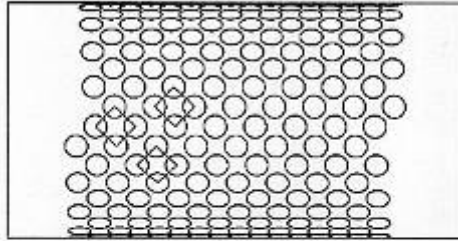
甲第5号証



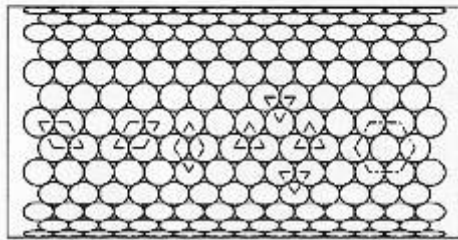
別紙 本願意匠，引用意匠对比説明図（その2）

甲第6号証

本願意匠



引用意匠

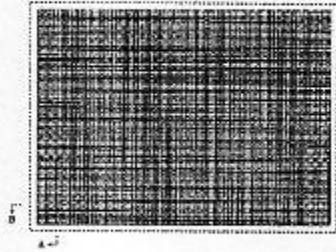


別紙 先行意匠類否判断事例

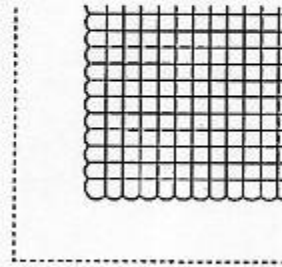
甲第8号証

意匠登録1164146(先行意匠①)

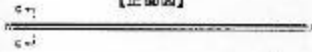
【平面図】



【A-B部拡大平面図】

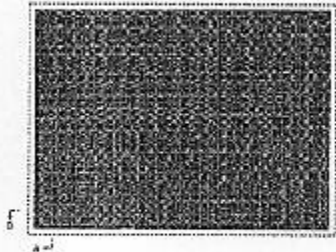


【正面図】

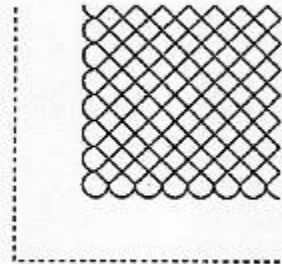


意匠登録1164148(先行意匠②)

【平面図】



【A-B部拡大平面図】



【正面図】

